

## 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和2年5月13日理事より提出された令和元年度 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項について調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和2年6月16日

千葉県農業共済組合

代表監事 堀 越 勇

監 事 重 城 安 彦

監 事 倉 持 滋 夫